

香川県外国人材入国時待機費用 支援補助金のご案内

〈事業目的〉

県内の事業所において雇用される外国人材が入国する際の、入国時待機に要する経費のうち、事業者が負担する宿泊費用について補助することにより、事業者の円滑かつ適正な外国人材の受入れを支援します。

●補助対象者

県内の事業所において外国人材を雇用する法人又は個人

●対象となる外国人材の要件

- (1) **在留資格**が下記のいずれかに該当すること。
技能実習 特定技能 技術・人文知識・国際業務 高度専門職 経営・管理 法律・会計業務 医療 研究 企業内転勤 介護 技能 特定活動(要綱別表に定める活動に従事する者に限る)
- (2) **令和2年7月29日以降に入国し、申請日において入国日から起算して3か月を経過していること。**
- (3) 申請日において、**県内の事業所**で就労していること。

【入国時待機】

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本への入国時の検疫において外国人材に対して求められる対応のうち、検疫所長が指定する場所で14日間待機することを指します。

●補助対象経費

雇用契約を締結した外国人材の**入国時待機に係る宿泊費用**(監理団体や登録支援機関等に支払った宿泊費用相当額を含む)

※消費税等は補助対象経費に含みません。

●補助金額

補助率：**3分の1**以内

補助額：外国人材**1名1泊あたり2千円(上限)**、宿泊日数**15泊(上限)**

1補助対象者あたり**30万円(上限)**

●申請方法

郵送又は持参(令和4年3月16日(水)17時必着)

※郵送の場合は、簡易書留やレターパック等、申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。

※**交付額が予算額に達し次第受付を終了します。**また、期限内に提出いただいても、不足書類等の不備があれば、支払いができない可能性があります。**極力早期のご提出をお願いします。**

●提出書類 裏面に記載しています。

●申請書等の入手方法

申請書の様式及び交付要綱は、香川県商工労働部労働政策課のHPに掲載しています。

ダウンロードしてご利用ください。

香川県外国人材入国時待機費用支援補助金

検索

申請先・お問合せ先 香川県商工労働部労働政策課(香川県庁東館6階)

所在地 : 〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

電話番号: 087-832-3368

●提出書類

- ①補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③添付書類(下記、**拡大縮小・貼付などにより、全てA4サイズで揃えてください。**)
- ④チェックリスト

添 付 書 類	
1 事業の対象となる外国人材の在留資格及び入国日を証する書類	<p>・在留カードの写し(両面)</p> <p>※交付年月日が入国日と異なる場合には、パスポートのスタンプ(上陸許可の認印)の写しを併せて添付すること。</p>
2 県内の事業所で雇用された外国人材であることを証する書類	(1) 技能実習生の場合
	①技能実習計画認定申請書(第2面まで)の写し 及び ②技能実習計画認定通知書の写し
	(2) 特定技能・特定活動等指定書が交付されている場合
	①パスポートの指定書のページの写し 及び ②雇用契約書の写し
	(3) その他の場合
	①在留資格認定証明書(又は在留資格変更許可申請書)の写し 及び ②雇用契約書の写し
3 検疫所に待機場所(宿泊場所)を申告した書類	<p>・健康カードの写しや質問票の写し、本邦活動計画書の写し等</p> <p>※提出ができない場合は、待機場所に関する報告書(様式第3号)を提出すること。</p>
4 宿泊場所、宿泊者、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日を証する書類の写し	(1) 宿泊場所への支払者が申請者である場合
	・宿泊施設が発行した領収書の写しや宿泊証明書の写し等
	(2) 宿泊場所への支払者が申請者以外である場合
	①宿泊施設が発行した領収書の写しや宿泊証明書の写し等 及び ②宿泊費用相当額を申請者が支払者に対して支払ったことを証する書類(請求書及び入出金明細等、支払いを確実に確認できるもの)
	※①、②のいずれかに必要事項(宿泊場所、宿泊者、宿泊日、宿泊費、支払者、支払日)が記載されていること。